

## 日本酸化ストレス学会倫理委員会規定

(平成31年2月16日 理事会議決)

### 第1条（倫理委員会の設置）

日本酸化ストレス学会（以下「本学会」という。）理事長は本学会細則第13条により、本学会に「日本酸化ストレス学会倫理委員会」（以下、「倫理委員会」という。）を設置する。

### 第2条（目的）

この規則は、本学会に所属する会員の研究倫理についての啓蒙と適正な倫理観に基づく研究活動を支援すると共に、本会に関わる「人を対象とした医学研究」活動が、ヘルシンキ宣言及び関連する法律、政令、省令、告示並びに国内の倫理指針等の趣旨に抵触する「研究倫理」に関わる問題が生じた際に速やかに対応することを目的とする。

### 第3条（理事長の責務）

- ① 本学会の理事長は、理事会において倫理委員会の組織および規則を作成し、当該規則に従って、倫理委員会の委員及びその事務に従事する者に業務を負わせる。
- ② 本学会の理事長は、倫理委員会の委員及びその事務に従事する者が倫理審査委員会に関連する業務を行うのに必要な教育・研修を受けることを確保するために必要な措置を講じる。

### 第3条（会員の責務と権利）

- ① 本会会員は、「人を対象とした医学研究」を実施するにあたり、ヘルシンキ宣言及び関連する法律、政令、省令、告示並びに国内の倫理指針等の趣旨を遵守するものとする。
- ② 本会会員は、本学会が主催する学術集会および支部会において「人を対象とした医学研究」に関する内容を含む発表等（以下「発表」という）を行う場合、発表を行う者は、会員、非会員を問わず、当該研究が実施

された施設での倫理委員会承認の有無、公開データベース登録の有無について発表において開示を行う。

- ③ 本会会員は、倫理的問題が疑われる事案に遭遇した場合、第5条2項で規定する倫理委員会に相談することができる。
- ④ 本会会員は、第5条1項で規定する倫理委員会による審議・調査について、特段の事情がない限り協力することとする。

#### 第4条（委員）

- ① 倫理委員会の委員は、倫理的問題について専門知識を有する、理事長より指名を受けた理事・評議員により構成する。
- ② 理事長より指名を受けた理事が委員長となる。
- ③ 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- ④ 倫理委員会の審議において必要が生じた際は、委員長からの要請に基づき、理事長は①に規定する以外の当該領域に関する有識者を臨時に委員（以下臨時委員）に加えることができる。ただし、臨時委員は当該案件以外の審議に加わることはできない。臨時委員の員数は2名以内とする。

#### 第5条（倫理委員会の役割・責務）

##### 第1項

倫理委員会は、理事長から諮問のあった次の事項について審議・調査する。

- ① 会員から研究上の倫理的問題について審議申請のあった事項
- ② 会員の研究について倫理的疑義が提起された事項
- ③ 利益相反委員会により措置された対象者から不服申し立て審査請求された事項
- ④ その他必要と認めた事項

##### 第2項

倫理委員会は、学会員等から不正行為・倫理問題に関する相談や情報提供を受け、必要に応じて審議・調査を行う。

##### 第3項

倫理委員会は、上記第1、2項で行われた調査結果を理事長に報告する。

##### 第4項

倫理委員会は、会員の研究倫理意識の向上に資する啓蒙、研修活動を企画、運営する。

#### 第6条（守秘義務）

倫理委員会の委員は、審査を行う上で知り得た研究対象者に関する情報を法令又は裁判所の命令に基づく場合等正当な理由なしに漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。なお、情報の予期せぬ漏えい等、研究対象者等の人権の保障の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに本学会の理事長に報告しなければならない。

#### 第7条（倫理委員の資質向上）

倫理委員会の委員及びその事務に従事する者は、初めて審査及び関連する業務に従事する場合には、あらかじめ倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受ける。また、継続して適宜教育・研修を受けなければならない。

#### 第8条（調査等への協力）

本学会の理事長は、厚生労働大臣等が行う倫理委員会の組織及び運営に係る調査に協力する。

#### 第9条（庶務）

倫理委員会の庶務は、学会事務局において行う。

#### 第10条（雑則）

理事長は、この規則に定める他、この規則の実施に当たって必要な事項は、倫理委員会の意見を聞いて別に定めることができる。

#### 附則

本規定は、一般社団法人日本酸化ストレス学会理事会承認日より施行する。